

平成28年度介護人材育成雇用事業  
受託法人募集に係る質問・回答

平成28年3月9日更新

番号	質問	回答
1	<p><b>【交通費の支給について】</b> 交通費の支給について5ページに派遣が確定した段階でキャッシュバックすると記載がありますが、本人が就業を希望しているにもかかわらず、派遣先がなかなか決まらず待機期間が生じた場合、または派遣先が決まらなかった場合の支払のタイミングと方法はどのようにしたらよろしいでしょうか。</p>	<p>御質問のような、派遣先がなかなか決まらないケースの場合には、派遣先が決まった段階で交通費をキャッシュバックするようにしてください。また、最終的に派遣先が決まらなかった場合には、原則、交通費のキャッシュバックは発生しないものとしてください。</p>
2	<p><b>【介護サービス事業者の負担について】</b> 介護事業者の負担金、時給500円についての回収方法は、受託者が直接介護事業者へ派遣料金として請求する形でよろしいでしょうか。</p>	<p>御質問のとおりです。</p>
3	<p><b>【差額の返還について】</b> 募集要領11ページに、「中途退職者等により、実際の支出額が計画（提案内容）を下回ったことで差額が生じた場合、これを他の支出に充てることはできず、精算時に返還していただきますので御注意ください。」とありますが、対象となるのは受講生の派遣料金の見積金額についてでしょうか。</p>	<p>御質問のとおり、人数によって支出額が大きく変わる可能性があるのは派遣に要する費用や研修費であり、原則として、その差額を管理費や、運営人件費等に充てることはできません。</p> <p>なお、委託料の支払いは、実績報告に基づき、2回に分けてお支払いする予定です。</p>

4	<p><b>【応募資格について】</b></p> <p>応募資格について12ページ『(3)「業種 その他」「種目 その他」として掲載されていること。』となっておりますが、弊社は「業種 その他」は登録しておりますが、「種目」については別種目で登録しております。応募は可能でしょうか。</p>	<p>御応募をいただくには、川崎市の「平成27・28年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 その他」として掲載されていることを要します。(募集要領12ページ)</p> <p>なお、種目の追加につきましては、「入札情報かわさき」から手続をすることが可能です。当該手続をした場合には、確認のため、高齢者事業推進課担当まで、お知らせくださいますようお願いいたします。</p> <p>入札情報かわさき  <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm">http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm</a></p>
5	<p><b>【保険について】</b></p> <p>保険について6ページに事業実施期間中の事故等に対応できる傷害及び賠償責任保険をかけてくださいと記載がありますが、介護職員初任者研修期間中の保険は加入しており、派遣期間中は労災保険に加入しております。その上で任意保険にも加入する必要がありますでしょうか。</p>	<p>受託法人が、通常の派遣職員を雇う場合に加入している保険には加入するものとします。</p> <p>なお、派遣社員が派遣先において不誠実行為や個人情報の漏えいを行った場合について、派遣会社は賠償リスクを負うことがありますので、このような事態には適切に対応できるよう配慮してください。</p>
6	<p><b>【求職者向け研修の対象者について】</b></p> <p><b>3月9日更新</b></p> <p>募集要領Ⅲ3(1)ア</p> <p>「対象者は、現在求職中または介護業界に就職を希望するもので…」とありますが、初任者向け研修終了後の派遣期間開始までに前職を退職予定となる者は対象者としてみなされますか。</p>	<p>御質問のケースは対象者となります。ただし、市内介護保険サービス事業所への就職を強く希望していることや、現職を退職する見通しなどを確認いただき、極力、本事業を途中で辞退することがないように、配慮してください。</p>
7	<p><b>【インストラクター養成研修等について】</b></p> <p><b>3月9日更新</b></p> <p>募集要領Ⅲ5(1)ア</p> <p>「…また、当該介護保険サービス事業所は、原則として本事業による職員派遣を希望するものとします。」とありますが、</p> <p>①インストラクター研修希望者が一つの</p>	<p>①について</p> <p>インストラクター養成研修への希望は、原則として1事業所あたり1名までとしますが、応募状況によっては、2名程度まで受講可能とします。また、求職者の派遣人数は、1事業所あたり最大で2名程度までとしてください。</p>

	<p>事業所で複数名応募は可能でしょうか。また、1名のインストラクター研修希望者の事業所に対し、複数名の求職者の派遣は可能でしょうか。</p> <p>②インストラクター研修希望者のエリアに偏りがあった場合、求人活動はそのエリアへの偏った募集でよろしいのでしょうか。</p> <p>③あくまで、インストラクター研修希望者と求職者はセットで募集となるのでしょうか。</p>	<p>②について</p> <p>求職者の募集につきましては、原則として市内全域に広報するものとしますが、求職者は近場の事業所への就職を希望する傾向があるため、御質問のようにインストラクター養成研修の応募状況に偏りがあった場合に、求人活動エリアに偏りは生じうるものと考えます。ただし、より良いマッチングを見据えて、求職者の募集活動エリアを絞って広報を強化するなど、工夫をしてください。</p> <p>なお、市内介護保険サービス事業所の求人の募集につきましては、インストラクター養成研修の受講生募集と同時期に行うものとし、市内全域に広報するものとしてください。</p> <p>③について</p> <p>インストラクター養成研修と求職者向け研修は、ほぼ同時期に行うこととしますが、内容も対象者も全く異なるため、募集する地域や、募集を開始する時期について、両研修をセットとする必要はありません。</p>
8	<p><b>【インストラクター養成研修の日数】</b>  <b>3月9日更新</b>  募集要領Ⅲ 5 (2) イ  「受講期間は6か月程度、月に数日とし…」とありますが、1か月当たり、研修の日数、時間の上限下限回数がありますか。</p>	<p>御質問のような上限下限回数は特に定めておりませんが、長期に渡る研修であるため、介護保険サービス事業所に勤務する担当者に配慮した受講しやすいスケジュールを組んでください。</p>
9	<p><b>【フォローアップ研修の日数】</b>  <b>3月9日更新</b>  募集要領Ⅲ 5 (2) ウ  「6か月程度の研修が終了した後、フォローアップ研修を実施してください。」とありますが、このフォローアップ研修の日数的、時間的な上限下限回数がありますか。</p>	<p>御質問のような上限下限回数は特に定めておりません。受講生にとって、研修効果を高められるスケジュール、内容としてください。</p>

10	<p>【派遣就業に向けた書面による確約について】<b>3月9日更新</b></p> <p>募集要領Ⅲ 3（1）カ 「…、研修期間中は非雇用であり、研修終了後の…」</p> <p>募集要領Ⅲ 3（2）ウ 「※派遣先介護保険サービス事業所への派遣期間中が、賃金の支払対象となります。」とありますが、当該期間中の求職者（受講生）に対し、派遣就業を確約する内容の書面をとっても良いでしょうか。</p>	<p>求職者向け研修受講中に、口頭で介護保険サービス事業所への就労意欲等を確認する必要がありますが、書面において研修終了後の派遣就業を確約することまでは求めておりません。</p> <p>なお、派遣就業に向けたインセンティブとしては、就職支度金の支給、研修期間中の交通費のキャッシュバック等によるもののほか、インストラクター養成研修との連携による派遣就業へのモチベーション向上の取組などが考えられます。</p>
----	--	--